

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262 営業時間:9～17時 休み:土日祝
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162



2024年
(令和6年)
6月3日
第1253号

6月支給分の給与から 定額減税の事務処理 開始です

この制度は、日本国内に居住する人に対して所得税3万円、個人住民税1万円の特別控除が受けられる制度です。(合計所得金額が1,805万円(給与収入のみの場合で2,000万円)を超える人は対象外)

従業員に給与を支払っている事業所は、6月支給分の給与からこの事務処理をします。必要な各種書類は国税庁のホームページからダウンロードできます。



← QRコード もしくは
「国税庁 定額減税 様式」で検索

事務処理手順 (裏面もご覧ください)

※年間給与見込みが103万円以下で、扶養に入っている従業員に対しては、定額減税の事務処理は必要ありません。

〈1〉従業員の同一生計配偶者と扶養親族を確認する

『令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書』を従業員に記入してもらいます(0歳～16歳未満の年少も含め、全ての扶養親族を記入してもらいます)。

〈2〉『各人別控除事績簿』で各従業員の減税額を確認する

国税庁のページからExcelファイルをダウンロードします。従業員名と、『～定額減税のための申告書』に記入してもらった同一生計配偶者・扶養親族の数を入力して、減税額を確認します。自動計算してくれます。

〈3〉給与明細の作成、振込額(手取額)の決定

個人住民税は、市区町村からの通知の数字をそのまま天引きしていけばOKです(6月はゼロ)。
所得税は、〈2〉で確認した額を、本来発生する所得税額から控除します。

〈4〉6月の給与で控除しきれなかった場合 (←ほとんどがこのケースになると思います)

7月の給与で残額を控除、それでも控除しきれなかった場合は8月の給与で…ボーナスで…というように、控除しきるまで毎月処理します。控除額の残額は『各人別控除事績簿』で管理します。

〈5〉途中で扶養親族に増減があった・12月までかけても控除しきれなかった・控除し忘れた…etc

このような場合は年末調整で処理します。具体的な年調での処理方法については、年末近くにお知らせします。

※衆議院の財政金融委員会で「定額減税の処理を毎月行わず年末調整でまとめて済ませる行為は、所得税法上の罰則はないが、労働基準法第24条第1項違反(30万円以下の罰金)になるおそれがある」との答弁がありました。

税務調査に備えよう、知識をつけよう
6/13(木) 税金対策学習会
講師：第一経理 淵上税理士
「最近の税務調査について」
日時：6/13(木) 18:00～19:30
場所：大宮民商 2階
申込：6/10(月)までに民商へご連絡ください

大宮民商共済会 集団健康診断
日時：6月30日(日) 受付時間 8:15～11:00
(個々の受付時間は送付される受診票でご確認ください)
場所：おおみや診療所
さいたま市指扇 1100-2
☎ 048-624-0238
共済会加入者には最大
3,000円の実費補助あり。

《予定表》

6/9(日)	埼商連 総会 (伊奈県活)	10:00～16:30
6/13(木)	税金対策学習会	18:00～
6/18(火)	北支部 総会	18:15～
6/23(日)	与野支部 総会	11:00～
	埼商連 共済会 総会 (伊奈県活)	13:30～16:30
6/30(日)	集団健康診断 (おおみや診療所)	

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》5人が死亡した2022年の米軍オスプレイ墜落事故で、遺族が「乗員にミスはなく、機体の設計や製造に欠陥や不備があった」として製造元を提訴。

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	ミンショウ タロウ
税務署長	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所	さいたま市大宮区三橋3-262



～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>【源泉徴収に係る申告書として使用】…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p>令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【年末調整に係る申告書として使用】…年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p>年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください(この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。)</p>

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
ミンショウ ハナコ		昭 平 63・4・8	同上	<input checked="" type="checkbox"/>	450,000 円
民商 花子					

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
ミンショウ サトシ			明 大 令 5・1・1	同上	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
民商 サトシ					<input type="checkbox"/>	
			明 大 令 . . .		<input type="checkbox"/>	
			明 大 令 . . .		<input type="checkbox"/>	

↑ <1> 『～定額減税のための申告書』を従業員に記入してもらう。

<2> 『各人別控除事績簿』を使い、従業員の減税額②を把握する。

※所得税法上の控除対象扶養親族とは、その年の12月31日現在で年齢が16歳以上の人をいいますが、定額減税の対象は16歳未満の人も人数に数えます。なので民商太郎さんの子供、サトシくんはまだ1歳ですが人数に数え、扶養配偶者の花子さんと合わせて①「同一生計配偶者と扶養親族の数」は「2」となります。本人と合わせて全部で3人×30,000円=90,000円が定額減税額です。

<3> 給与明細に、定額減税額を明記する。

<4> ⑤「控除しきれない金額」を把握し、翌月以降の給与支給時に控除していく。

給与(役員報酬)が高額・扶養親族がない等で、経営者男さんのように一度で全額控除になるケースもあります。

各人別控除事績簿

基準日在职者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		令和6年6月20日			
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額 (受給者本人+①の人数) ×30,000円 ②	控除前 税額 ③	②のうち ③から 控除した 金額 ④	控除しきれ ない金 額 (②-④) ⑤	控除 税額
経営者男	0	30,000	86,256	30,000	0	
民商太郎	2	90,000	6,100	6,100	83,900	

給与支払明細書

(2024年 5月分)(6月20日支給)

民商 太郎 殿

支給額	項目	金額
	基本給	300,000
	所定時間外賃金	10,000
	家族手当	10,000
	交通費	5,000
	合計	325,000
控除額	項目	金額
	健康保険料	15,648
	厚生年金	18,208
	雇用保険料	2,275
	所得税	6,100
	住民税	0
	定額減税	▲6,100
	前払金	
	合計	36,131
	差引支給額	288,869

(事業所名)

(有)おおみや建設